

# 出雲市食品高騰・食品ロス対策給付金 給付申請及び 食品ロス削減啓発グッズ注文の手引き

## 目次

記載内容	掲載ページ
1. 制度概要	2～4
2. 給付金申請に必要な書類	5～6
3. 啓発グッズの注文に必要な書類	7
4. 実施報告書の提出に必要な書類	8
5. 給付金申請書及び啓発グッズ注文書の提出	9
6. 給付金の振込及び啓発グッズの送付	9
7. 申請から給付金給付、報告書提出までの流れ	9
8. 問合せ先	9
9. よくある質問	10～11

本手引きは、一般的な申請方法等を記載したものです。

詳細な取り扱いは、「9. よくある質問」をお読みください。

本手引きに記載の各書類（申請書、注文書、アンケート、実施報告書）は、市のホームページに掲載しています。

市のホームページ  
QRコード



市のホームページにて、下記ワードで検索

出雲市食品高騰・食品ロス対策給付金

## 1. 制度概要

### (1) 目的

市内の食品小売事業者（以下、「事業者」という。）が行う消費期限又は賞味期限（以下、「消費期限等」という。）が近い食品の値引き販売コーナーの設置及びその他の食品ロス削減の取組に対して、給付金の給付及び食品ロス削減啓発グッズ（以下、「啓発グッズ」という）の配布を行うことで、食品価格の高騰により影響を受けている生活者（市民）の支援及び食品ロスの削減を図る。

### (2) 給付金の給付

#### ・給付金の給付対象者

次の①から④全ての条件を満たし、市内に常設の実店舗を有し、消費期限等が近い食品の値引き販売コーナーの設置及びその他の食品ロス削減の取組を実施する事業者。

ただし、飲食店、宿泊施設、飲食宅配業者、車などによる移動販売及びイベント時の屋台やテント等による販売店舗は対象外とします。

対象となる例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、パン・菓子小売店、野菜・果実小売店、食肉・鮮魚小売店など

法人の場合	市内に本社又は常設の実店舗が所在していること
個人事業主の場合	市内で常設の実店舗で事業を行っていること ※居住地が市外で店舗等が市内にある場合も対象。

#### 【条件】

- ①消費期限等が近い食品の値引き販売を含む食品ロス削減事業\*を積極的に実践すること。
- ②市が実施する食品ロス削減の取組に賛同し、市が作成する食品ロス削減啓発グッズを店舗内に設置し、市民への啓発に協力すること。
- ③本給付金事業終了後も、食品ロス削減の取組を継続するよう努めること。
- ④申請日時点で市税の滞納がないこと。

※食品ロス削減事業の例は次のとおりです。（一例です。消費期限等が近い食品の値引き販売は必ず実施していただく必要がありますが、その他の取組については、食品ロス削減につながるものであれば任意とします。）

例1：棚を購入し、値引商品を棚にまとめて配置することで、利用者の値引商品の購入を促進した。

例2：景品を購入し、値引商品を複数購入した利用者に、景品を渡した。

例3：値引商品を複数購入した利用者に、割引券を配布した。

例4：野菜の長期保存方法や使いきりレシピなど、食品ロス削減につながるチラシを作成し、売場に置いて利用者に配った。

例5：箱を購入・設置し、フードドライブ\*を実施した。

※フードドライブ…家庭で余っている食品を集めて、地域のフードバンク等を通じて、食品を必要としている生活困窮者支援団体、福祉施設等に寄付する活動

・給付額

ア 食品売場面積 200m <sup>2</sup> 以上で、冷蔵庫又は冷凍庫を使用して消費期限等が近い食品の値引き販売を行う事業者	10万円
イ ア以外の消費期限等が近い食品の値引き販売を行う事業者	5万円

※食品売場面積は、売場全体（建築面積ではなく売場面積）の面積に食品売場割合を乗じるなどして算出します。

（食品売場割合は、おおよそで構いません。食品売場面積には、冷蔵品、冷凍品、菓子やパン・調味料、その他全ての食品売場全般、飲料売場全般、それらに伴う通路、レジスペース、袋詰めスペース等を含みます。）

例：売場全体面積 1,000m<sup>2</sup>、食品売場 60% の場合

$$1,000\text{m}^2 \times 60\% = 600\text{m}^2$$

※店舗が複数存在する場合は、店舗ごとに食品売場に冷蔵庫または冷凍庫を有するか、食品売場面積が 200m<sup>2</sup>以上あるかどうかで判定し、該当の店舗数分の給付金を給付します。

例：アに該当の店舗 2 店舗、イに該当の店舗の 1 店舗の場合、

$$10\text{万円} \times 2\text{店舗} + 5\text{万円} \times 1\text{店舗} = 25\text{万円給付}$$

(3) 食品ロス削減対策啓発グッズの無料配布

啓発グッズ全 14 種を（イメージ図は別紙参照）、無料配布します。給付金の給付対象者は、食品ロス推進店舗ステッカーを含め、3 種類以上の掲示をお願いします。

・啓発グッズの配布対象者

次の条件を満たし、市が実施する食品ロス削減の取組に賛同し、市民への啓発に協力していただける事業者。

【条件】

①申請日時点で市税の滞納がないこと。

※給付金給付の条件に該当しない事業者でも、啓発グッズ配布の条件に該当する場合、啓発グッズのみの注文も可能です。

・啓発グッズの種類等（イメージ図は別紙を参照ください。）

	内容	種類数	サイズ (mm)	注文上限数※ <sup>2</sup> (店舗ごと)	
				給付金申請額 10万円の店舗	給付金申請額5万円又は申請無の店舗
1	食品ロス削減推進店舗ステッカー	2	130φ	2	1
2	陳列棚用ポップ	4	110×55	30	10
3	値引商品貼付シール	2	40φ	500	100
4	卓上のぼり (台付き)	2	60×170	4	1
5	店頭用のぼり※ <sup>1</sup> (のぼりのみ)	2	600×1800	2	1
6	B3ポスター	2	364×515	10	2
	合計	14	—	—	

※<sup>1</sup>ポールや台は各店舗でご用意をお願いします。

※<sup>2</sup>注文上限数は目安です。不足する場合は環境施設課までご相談ください。

・啓発グッズの掲示期間

啓発グッズ到着後～令和6年1月まで掲示をお願いします。

返却の必要はありませんので、事業終了後も、可能な限り引き続き、食品ロス削減への取組及び啓発グッズの掲示をお願いします。

(4) 給付金の給付及び啓発グッズの配布対象とならない者

前述の給付金の給付対象者及び啓発グッズの配布対象者となる者であっても、以下の要件に該当する事業者は、給付及び配布の対象となりませんので、ご注意ください。

- ①法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
- ②政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体
- ③宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教団体
- ④出雲市暴力団排除条例(平成23年出雲市条例155号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑤①～④に掲げる者のほか、給付金及び啓発グッズの趣旨に照らして、適当でないと市長が判断する者

(5) 申請受付期間

令和5年8月1日(火)～令和5年9月15日(金)

ただし、給付金が予定の額に達した場合、及び啓発グッズが予定数に達した場合はその時点で受付を終了します。

(6) 事業実施報告書

給付金の給付対象者及び啓発グッズの配布対象者は、事業終了後に事業実施報告書(以下、「実施報告書」という。)の提出をお願いいたします。

実施報告書には、消費期限等が近い食品の値引き販売の実施状況が分かる写真及び、啓発グッズの掲示の様子やその他食品ロス削減の取組状況が分かる写真の添付が必要です。取組実施中に、記録を取っておいてください。

なお、実施報告書の提出期間は、令和6年2月1日(木)～令和6年2月29日(木)です。

## 2. 給付金申請に必要な書類

### 【提出書類一覧】

No	提出書類
①	食品高騰・食品ロス対策給付金給付申請書（様式第1号）※市ホームページに掲載有
②	食品売場の範囲が分かる店舗図面（給付申請額10万円の場合のみ）
③	食品売場の冷蔵庫又は冷凍庫の写真（給付申請額10万円の場合のみ）
④	市税の滞納のない証明（市指定ごみ袋販売登録業者は提出不要）
⑤	給付金の振込を希望する口座の通帳の写し

### ①出雲市食品ロス削減事業支援給付金申請書（様式第1号）

以下のとおり記入してください。

**申請する日を記入  
(8月1日以降)**

様式第1号（第5条関係）

出雲市長 様

年 月 日

申請者 住 所  
 団体（事業者）名  
 代表者氏名  
 日中連絡可能な電話番号

**「令和5」と記入**

食品高騰・食品ロス対策給付金給付申請書

押印不要です。  
 （法人の場合）本社住所、  
 団体名、代表者氏名、  
 電話番号を記入  
 （個人事業主の場合）  
 個人事業主本人の住所、  
 氏名、電話番号を記入

出雲市食品高騰・食品ロス対策給付金事業実施要綱第5条第1項の規定により、必要書類を添えて次の  
 とおり給付金の給付を申請します。

給付年度	年度	給付金の名称	出雲市食品高騰・食品ロス対策給付金
事業の実施店舗※		(住 所) 〒 (店舗名) (店舗担当者・連絡先)	事業を実施する店舗 の住所、店舗名、店 舗担当者、連絡先を 記入
給付申請額 (いずれか欄に入れてください)		<input type="checkbox"/> 食品売場面積が200㎡以上で、冷蔵庫又は冷凍庫を使用し て、消費期限等が近い食品の値引き販売を行う事業者 売場面積 × 食品売場割合 = 食品売場面積 ( ) ㎡ × ( ) % = ( ) ㎡ ↑ 建築面積ではなく売場面積です	10万円 (10万円申請の 場合のみ) それぞ れの数値を記入
		<input type="checkbox"/> 上記以外の消費期限等が近い食品の値引き販売を行う 事業者	5万円
事業の着手・完了年月日 (予定)		年 月 日着手 年 月 日完了	着手年月日は 令和5年8月1日～ 令和5年9月30日、 完了年月日は、 令和6年1月31日 以降の日付を記入
振込先情報			
金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信連 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> その他	支店名	<input type="checkbox"/> 本・支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号(左詰め)	
口座名義	(カナ)		
口座名義			

**どちらかに  
✓を入れる**

**(法人の場合)本社または店舗の口座情報を記入  
 (個人事業主の場合)個人事業主本人名義の口座情報を記入**

②食品売場の範囲が分かる店舗図面（給付申請額10万円の場合のみ）

様式は問いません。手書きのものでも構いません。

③食品売場の冷蔵庫又は冷凍庫の写真（給付申請額10万円の場合のみ）

食品売場に冷蔵庫又は冷凍庫があると確認できる写真をご用意ください。

すべての冷蔵庫又は冷凍庫を確認することではありませんので、写真は1～2枚程度で十分です。

④市税の滞納のない証明（市指定ごみ袋販売登録業者は提出不要）

市役所2階市民税課及び各行政センターで取得できます。手数料が300円かかります。

⑤給付金の振込を希望する口座の通帳のコピー

・紙の通帳の場合

通帳表面及び、通帳を開いた1、2ページ目のコピー（各1部）

・電子通帳の場合

電子通帳の画面のコピー（1部）

※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人がすべて確認できるようにコピーしてください。

### 3. 啓発グッズの注文に必要な書類

#### 【提出書類】

No	提出書類
①	出雲市食品ロス削減啓発グッズ注文書※市ホームページに掲載有
②	食品ロス削減への現在の取組に関するアンケート（両面）※市ホームページに掲載有
③	市税の滞納のない証明（給付金を申請する事業者及び出雲市のごみ袋販売登録事業者は提出不要。）

#### ①出雲市食品ロス削減啓発グッズ注文書

以下のとおり記入してください。

注文する日を記入  
(8月1日以降)

環境エネルギー部 環境施設課 宛

住所  
団体名  
代表者氏名  
日中連絡可能な電話番号

出雲市食品ロス削減啓発グッズ注文書

食品ロス削減啓発グッズについて、以下のとおり注文します。

啓発グッズ掲示店舗※<sup>1</sup>

(送付先住所)  
 (店舗名)  
 (担当者名)  
 (電話番号)

給付金申請

申請有 (10万円) } ステッカーを含む3種類以上の啓発グッズを注文してください  
 申請有 (5万円)  
 申請無

	注文内容	サイズ (mm)	ミコ トッキー	ろすのん	注文上限数※ <sup>2</sup> (店舗ごと)	
					給付金申請額 10万円 の店舗	給付金申請額 5万円又は 申請無の店舗
1	食品ロス削減推進店舗 ステッカー	130φ			2	1
2	陳列棚用ポップ (てまえからつ れてって、てまえどり)	110×55			30	10
	陳列棚用ポップ (食品ロスをへら そう！当店は、食品ロスの削減に 取り組んでいます。)					
3	値引商品貼付シール	40φ			500	100
4	卓上のぼり (台付き)	60×170			4	1
5	店頭用のぼり (のぼりのみです。ポールや台は 各店舗でご用意をお願いします。)	600×1800			2	1
6	B3ポスター	364×515			10	2

いずれかに  
✓を入れる

押印不要です。  
(法人の場合)本社住所、  
団体名、代表者氏名、電話  
番号を記入  
(個人事業主の場合)個人  
事業主本人の住所、氏名、  
電話番号を記入

事業を実施する店舗  
の住所、店舗名、担  
当者、連絡先を記入

それぞれの必要数を  
記入してください。  
【注意】  
・右欄の注文上限数  
内での注文をお願い  
します。  
・給付金申請「申請  
有」の場合、食品ロス  
削減推進店舗ステッ  
カーを含む、3種類以  
上のグッズを注文して  
ください。

#### ②食品ロス削減への現在の取組に関するアンケート（両面）

両面とも記入をお願いします。

#### ③市税の滞納のない証明（給付金を申請する事業者及び市指定ごみ袋販売登録業者は提出不要）

市役所2階、市民税課で取得できます。手数料が300円かかります。

#### 4. 実施報告書の提出に必要な書類

##### 【提出書類】

No	提出書類
①	食品高騰・食品ロス対策(給付金)事業実施報告書(様式第5号) ※市ホームページに掲載有
②	消費期限又は賞味期限が近い食品の値引き販売の実施状況が分かる写真
③	啓発グッズの掲示の様子やその他食品ロス削減の取組状況が分かる写真
④	食品ロス削減への取組実施後アンケート(両面) ※市ホームページに掲載有

##### ①食品高騰・食品ロス対策(給付金)事業実施報告書(様式第5号)

以下のとおり記入してください。

報告する日を記入  
(2月1日以降)

出雲市長 様		年 月 日	
申請者 住 所 団体(事業者)名 代表者氏名 日中連絡可能な電話番号		押印不要です。 (法人の場合)本社住所、団体名、代表者氏名、電話番号を記入 (個人事業主の場合)個人事業主本人の住所、氏名、電話番号	
決定通知書に記載の 問合せ番号を記入		食品高騰・食品ロス対策(給付金)事業実施報告書	
出雲市食品高騰・食品ロス対策給付金事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり報告します			
「令和5」と記入	問合せ番号	年度	給付金の名称 出雲市食品高騰・食品ロス対策給付金
	事業の実施店舗※	(住所)〒 (店舗名) (店舗担当者・連絡先)	
	給付(対策)事業の内容	事業を実施した店舗の住所、店舗名、担当者、連絡先を記入 実施した食品ロス削減の取組について記入	
	事業の着手・完了年月日	年 月 日着手 年 月 日完了	
		事業の着手と完了年月日を記入	

②消費期限又は賞味期限が近い食品の値引き販売の実施状況が分かる写真  
取組の状況が分かるものをご用意ください。



③啓発グッズの掲示の様子やその他食品ロス削減の取組状況が分かる写真  
取組の状況が分かるものをご用意ください。

④食品ロス削減への取組実施後アンケート  
両面に記入をお願いします。

#### 5. 給付金申請書及び啓発グッズ注文書の提出

(1) 受付期間 令和5年8月1日(火)～令和5年9月15日(金) 必着

(2) 提出方法 環境施設課(本庁舎4階西側)に持参又は郵送

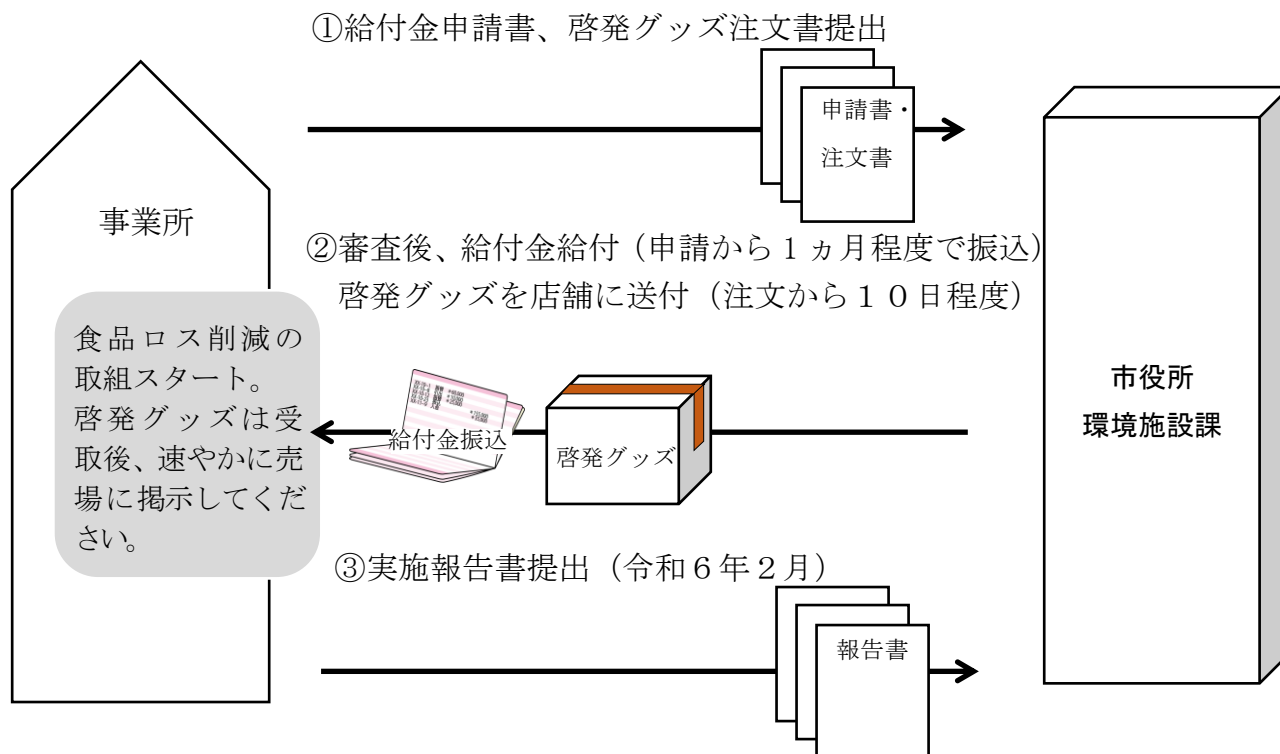
【申請書・注文書送付先】〒693-8530 出雲市今市町70番地  
出雲市 環境施設課 出雲市食品高騰・食品ロス対策給付金事務局

#### 6. 給付金の振込及び啓発グッズの送付

給付金については、申請が完了した日(必要書類が全て揃い、市が受理した時)から10日程度で決定通知書を発送するとともに、1ヵ月以内に指定の口座に給付金を振り込みます。

啓発グッズについては、注文書を市が受理した時から10日程度で指定の送付先に発送します。

#### 7. 申請から給付金給付、報告書提出までの流れ



#### 8. 問合せ先

〒693-8530 出雲市今市町70番地

出雲市役所 本庁舎4階 環境施設課 減量推進係

TEL0853-21-6988 (平日8:30~17:00※土日祝除く)

## 9. よくある質問

### 1 給付金の給付対象者

(1-Q1) 個人事業主で、市内に店舗があるが、居住地が市外にある場合は対象になりますか？

A：条件を満たす店舗であれば対象になります。

(1-Q2) 法人で、市内に店舗があるが、本社・本店が市外にある場合は対象になりますか？

A：条件を満たす店舗であれば対象になります。

(1-Q3) 個人事業主で、市外に店舗があるが、居住地が出雲市にある場合は対象になりますか？

A：対象となりません。

(1-Q4) 経営する店舗が複数あります。給付金をもらえるのは1店舗だけですか？

A：条件を満たす店舗であれば、複数店舗分の給付金を申請できます。ただし、給付金の申請は店舗ごとに行ってください。申請者は法人の場合は本社・本店、個人事業主の場合は個人事業主本人としてください。

(1-Q5) 条件を満たす店舗が複数ある場合、1枚の申請書で複数店舗分の給付金の申請ができますか？

A：店舗により売場面積や取組内容が異なることが想定され、それぞれに判定が必要となるため、できません。お手数ですが、店舗ごとに申請してください。

(1-Q6) 数か月後に廃業予定です。この場合、対象になりますか？

A：対象外です。引き続き市内で事業を継続する意思があることが必要です。

(1-Q7) 数か月限定で食品販売を行う予定です。この場合対象になりますか？

A：対象外です。常設の店舗で、通年事業を行うことが必要です。

### 2 給付金の申請

(2-Q1) 申請書に押印は必要ですか？

A：申請書への押印は不要です。

(2-Q2) 申請書はパソコンで入力したものでも良いですか？

A：パソコンで入力したものでも、手書きでも、どちらでも良いです。

(2-Q3) 売場面積がわかりません。どうしたらいいですか？

A：お手数ですが、売場をメジャーなどで測っていただき、算出ください。

(2-Q4) 食品売場とはどこまでですか？

A：冷蔵品、冷凍品、菓子やパン・調味料、その他全ての食品売場全般、飲料売場全般、それらに伴う通路、レジスペース、袋詰めスペース等などです。

(2-Q5) 給付金を使用した食品ロス削減の取組について、まだ何をやるか決まっていますか？

A：申請時点で決まっていなくても給付金の申請はできます。給付金給付決定後には速やかに取組を実施してください。

(2-Q6) 事業の着手・完了年月日(予定)はいつからいつまでとしたら良いですか？

A: 着手年月日は令和5年8月1日～令和5年9月30日で事業を開始される日付を記載してください。啓発グッズの掲示を令和6年1月までとしていることから、完了年月日は、令和6年1月31日以降の日付を記載してください。令和6年1月31日以降も食品ロス削減への取組み(啓発グッズの掲示を含む)を実施していただける場合は、令和6年1月31日以降も引き続き取り組む旨を記載してください。

(記入例)

事業の着手・完了年月日 (予定)	令和 5 年 8 月 10 日着手 令和 6 年 1 月 31 日完了
---------------------	--

以降も引き続き取り組む予定。

### 3 啓発グッズの配布対象者

(3-Q1) 給付金の条件には該当しませんが、啓発グッズ配布の条件には該当します。啓発グッズだけの注文は可能ですか？

A: 可能です。

### 4 啓発グッズの注文

(4-Q1) 注文書に押印は必要ですか？

A: 注文書への押印は不要です。

(4-Q2) 注文書はパソコンで入力したものでも良いですか？

A: パソコンで入力したものでも、手書きでも、どちらでも良いです。

(4-Q3) 啓発グッズの注文について、破れたりすることも考えて多目に注文してもよいですか？

A: 数に限りがありますので、適正な数で注文をお願いします。

(4-Q4) 啓発グッズの注文について、足りなくなったら追加で注文できますか？

A: その時の在庫状況により判断します。事前に環境施設課(Tel0853-21-6988)にご相談ください。

(4-Q5) 啓発グッズについて、量がたくさん欲しいので、自社で印刷をしたいと思いますが可能ですか？

A: 可能です。全ての種類についてデータをお渡しできます。環境施設課(Tel0853-21-6988)にご連絡ください。

(4-Q6) 啓発グッズは、事業終了後、市役所に返す必要がありますか？

A: 返却の必要はありません。事業終了後も、可能な限り引き続き、掲示して下さい。

### 5 その他

(5-Q1) 今回の食品ロス削減の取組及び啓発グッズの掲示はいつからいつまで実施する必要がありますか？

A: 啓発グッズ到着後～令和6年1月までお願いします。啓発グッズは返却の必要はありませんので、事業終了後も、引き続き、食品ロス削減への取組及び啓発グッズの掲示をして下さい。

(5-Q2) 本給付金は課税の対象になりますか？

A: 法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。